

# 平成22年度岐阜県地下水の水質測定に関する計画

## 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により岐阜県の区域に属する地下水の測定に関する計画を定めるものとする。

## 2 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するための調査を実施する。

### 2-1 メッシュ方式による調査（岐阜市以外）

#### (1) 調査対象

##### ア メッシュ

岐阜県実施分は、県下を2kmメッシュで区分（図1）し、地下水の存在・流動状況、事業場密度、地下水の水道水源密度を考慮して、メッシュごとの重要度を評価し、重要度によって、測定サイクルを変える（3年～10年）。

平成22年度は、暫定的に測定サイクルに基づかず、未調査のメッシュを優先実施し、表1に示す57メッシュを調査対象とする。

##### イ 調査井戸

調査メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案し、調査井戸を1井戸選定する。

#### (2) 調査方法

##### ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

##### イ 採取回数

年1回実施する。

##### ウ 測定項目

次の地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（塩化ビニールモノマーは除く）とする。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀（総水銀を検出した場合のみ）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン（27項目）

##### エ 測定方法

原則として表5に定める方法とする。

##### オ 調査担当機関

岐阜県（採水：各地域を管轄する振興局及び事務所、分析：保健環境研究所）

図1 メッシュ図(概況調査：メッシュ方式)

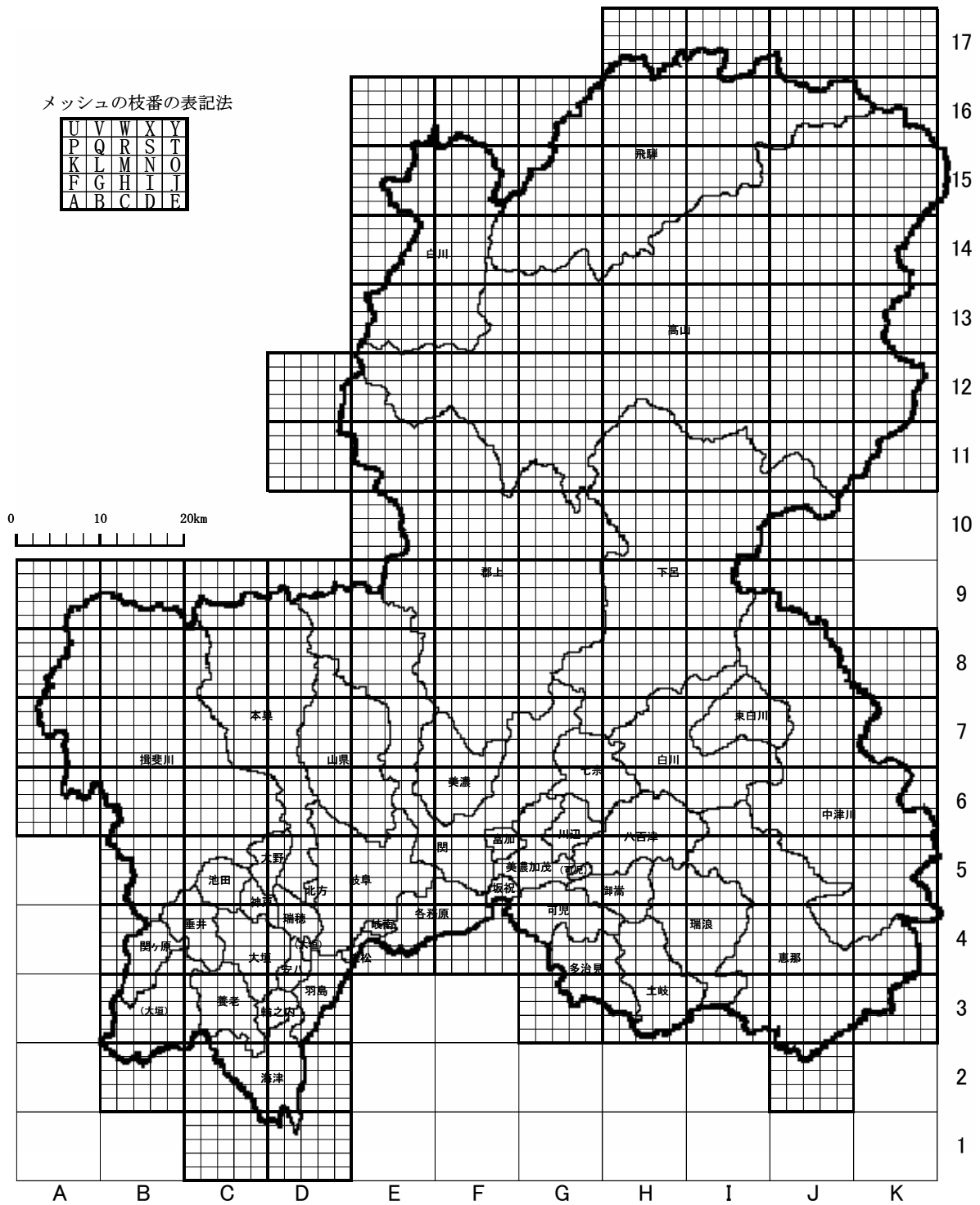


表1 平成22年度調査対象メッシュ（メッシュ方式：岐阜市以外）

振興局及び 事務所	対象メッシュ	メッシュ ランク	井戸の所在市町村	振興局及び 事務所	対象メッシュ	メッシュ ランク	井戸の所在市町村	
岐阜振興局	D06 - J	2	山県市	東濃振興局	H04 - Y	1	瑞浪市	
	E06 - A	1	山県市		H05 - J	2	瑞浪市	
	D06 - M	1	本巣市		H04 - E	1	土岐市・瑞浪市	
西濃振興局	C03 - Y	2	大垣市	恵那事務所	I08 - O	1	中津川市	
	D02 - H	2	海津市		J05 - T	2	中津川市	
	C03 - H	2	養老町		J06 - W	1	中津川市	
	C03 - S	2	養老町		J07 - R	2	中津川市	
揖斐事務所	B05 - R	1	揖斐川町		J08 - F	1	中津川市	
	B06 - M	1	揖斐川町		K05 - A	1	中津川市	
	D06 - F	2	揖斐川町		K05 - W	1	中津川市	
中濃事務所	F05 - L	1	関市		K05 - R	1	中津川市	
	F06 - D	2	関市・富加町		J04 - R	1	恵那市	
	F06 - F	2	美濃市		I03 - Y	1	恵那市	
	E10 - J	2	郡上市		I05 - O	2	恵那市	
	F07 - H	1	郡上市		飛騨振興局	F12 - D	1	高山市
	F08 - N	1	郡上市			H12 - Y	2	高山市
	F08 - V	1	郡上市			H13 - H	1	高山市
	F09 - D	1	郡上市			H13 - N	2	高山市
	F11 - N	1	郡上市	I11 - U		1	高山市・下呂市	
	F11 - V	1	郡上市	I14 - E		2	高山市	
	G09 - A	1	郡上市	I14 - C		1	高山市	
	G10 - B	1	郡上市	G14 - U		1	飛騨市	
	中濃振興局	G05 - P	1	美濃加茂市		I15 - Q	1	飛騨市
G05 - U		2	美濃加茂市・富加町	I15 - V		2	飛騨市	
G05 - S		1	川辺町・八百津町	J13 - T		1	飛騨市	
G06 - R		1	七宗町・関市	H08 - X		1	下呂市	
H06 - J		1	八百津町	I09 - U		1	下呂市	
I06 - Y		1	白川町	I11 - F		1	下呂市	
I07 - D		1	白川町					
I07 - Y		1	東白川村					

メッシュ  
ランク

5 : 3年に1度  
 4 : 3年に1度  
 3 : 5年に1度  
 2 : 8年に1度  
 1 : 10年に1度

## 2-2 岐阜市内の調査

### (1) 調査対象

#### ア メッシュ

2.5km～5km メッシュで区分する。(図2)

#### イ 調査井戸

調査メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案し、調査井戸を1井戸選定する。

(表2)

### (2) 調査方法

調査担当機関：岐阜市

測定項目：

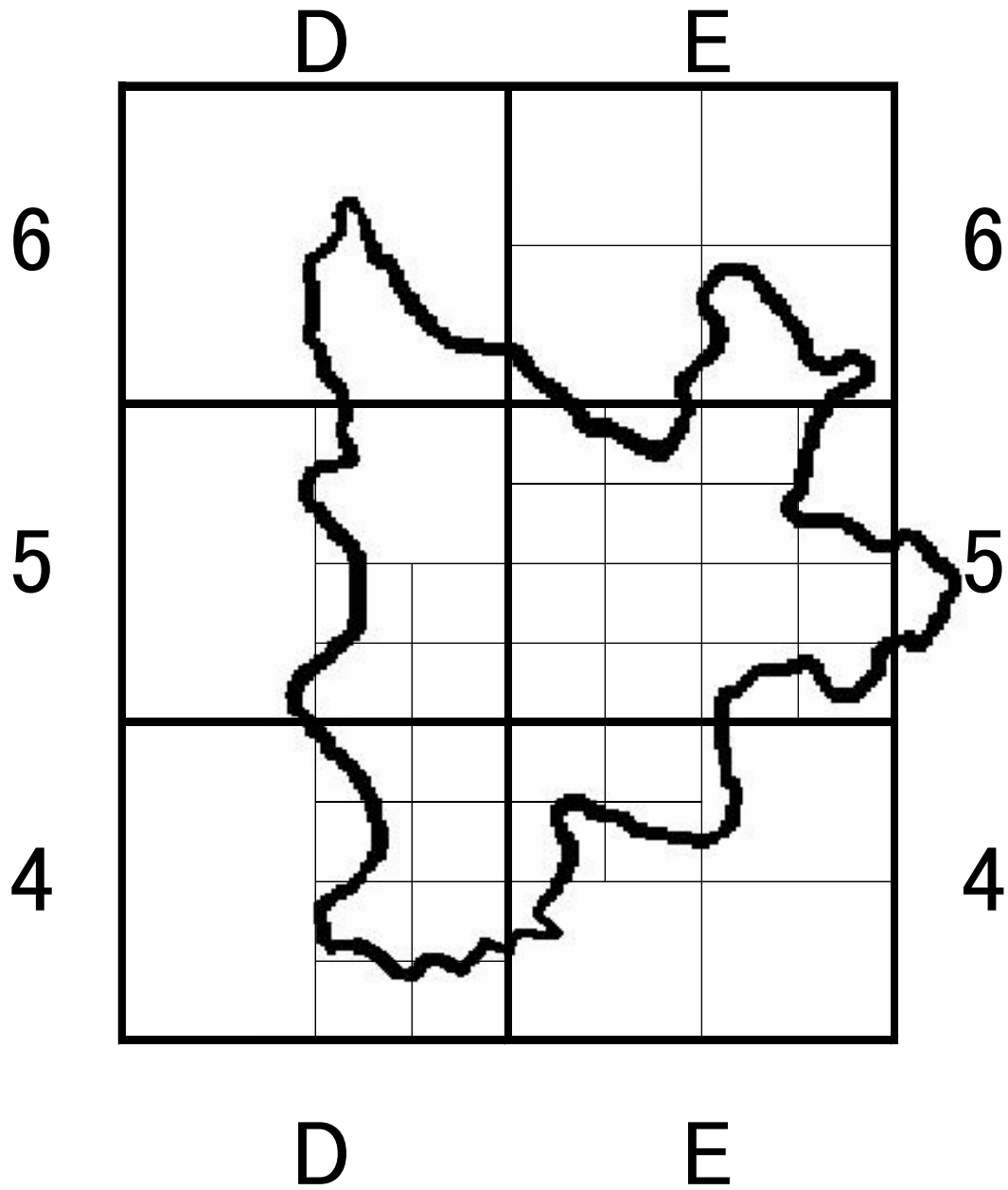
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀（総水銀を検出した場合のみ）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、塩化ビニールモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン（28項目）

その他については、「2-1 メッシュ方式による調査（岐阜市以外）」と同様に実施する。

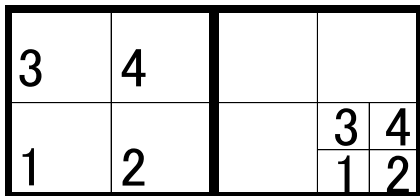
表2 岐阜市概況調査対象メッシュ

番号	対象メッシュ	番号	対象メッシュ
1	D4-2-3	16	E5-1-1
2	D4-2-4	17	E5-1-2
3	D4-4-1	18	E5-1-3
4	D4-4-2	19	E5-1-4
5	D4-4-3	20	E5-2-1
6	D4-4-4	21	E5-2-2
7	D5-2-1	22	E5-2-3
8	D5-2-2	23	E5-2-4
9	D5-2-3	24	E5-3-1
10	D5-2-4	25	E5-3-2
11	D5-4	26	E5-3-3
12	D6	27	E5-3-4
13	E4-3-1	28	E5-4-1
14	E4-3-3	29	E5-4-3
15	E4-3-4	30	E6-2

図2 岐阜市内メッシュ図



メッシュの枝番の表記法



(5kmメッシュ)

(2.5kmメッシュ)



## 2-3 国土交通省中部地方整備局による調査

### (1) 調査井戸

3地点（大垣市古宮、羽島市桑原大須、海津市五町）

### (2) 調査方法

調査担当機関：国土交通省中部地方整備局

測定項目：

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀（総水銀を検出した場合のみ）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、シス-1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、（26項目）

その他については、「2-1 メッシュ方式による調査（岐阜市以外）」と同様に実施する。

## 3 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により汚染が発見された場合、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、その汚染範囲を確認するための調査を実施する。

## 4 定期モニタリング調査

過去に確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的を実施する。

### (1) 調査対象

表3に示す井戸について実施する。

### (2) 調査方法

#### ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

#### イ 採取回数

表3に示すとおりとする。

#### ウ 測定項目

表3に示すとおりとする。

#### エ 測定方法

原則として表4に定める方法とする。

#### オ 調査担当機関

岐阜県（採水：各地域を管轄する振興局及び事務所、分析：保健環境研究所）

表3 モニタリング調査井戸

振興局及び事務所	井戸所在地	井戸番号	項目	回数
岐阜振興局	各務原市蘇原新生町	F04U01	四塩化炭素	年1回
	各務原市蘇原外山町	F05A01	四塩化炭素	年1回
	各務原市鶴沼大伊木町	F04L01	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回
	各務原市鶴沼各務原町	F04Q03	テトラクロロエチレン	年1回
	各務原市鶴沼各務原町	F04Q3A	テトラクロロエチレン	年1回
	山県市佐賀	E05V1A	テトラクロロエチレン	年1回
	山県市佐賀	E05V1B	テトラクロロエチレン	年1回
	山県市佐賀	E05V1C	テトラクロロエチレン	年1回
	山県市高富	E05V1D	テトラクロロエチレン	年1回
西濃振興局	大垣市荒川町	C04211	ひ素	年1回
	大垣市十六町	C04C02	ひ素	年1回
	海津市海津町	D02P01	ひ素	年1回
	海津市海津町	D02Q01	ひ素	年1回
	海津市平田町	D0201A	ひ素	年1回
	養老町横屋	C03C1M	ひ素	年1回
中濃振興局	美濃加茂市加茂野町	F05J05	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回
	美濃加茂市太田本町	G05F05	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回
	美濃加茂市太田本町	G05F1A	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回
	白川町広野	H07I01	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回
	可児市中恵土	G05D1B	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回
	御嵩町上恵土	G05D1H	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回
	川辺町下吉田	G06G01	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回
	御嵩町美佐野	H04W1A	ふっ素	年1回
	御嵩町美佐野	H04W1B	ふっ素	年1回
	可児市中恵土	G05Da1	ほう素	年1回
	可児市中恵土	G05Da2	ほう素	年1回
	中濃事務所	関市旭ヶ丘	F05R1C	六価クロム
関市仲町		F05R1D	六価クロム	年1回
関市大平町		F05R1M	六価クロム	年1回
関市富本町		F05Q1A	六価クロム	年1回
関市倉知		F05304	トリクロロエチレン	年1回
郡上市高鷲町		E11J01	ふっ素、ほう素	年1回
郡上市和良町		G08X03	テトラクロロエチレン	年1回
東濃振興局	多治見市生田町	H03U04	ふっ素	年1回
	瑞浪市釜戸町	I04W01	ふっ素	年1回
	瑞浪市和合町	H04I1A	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回
	瑞浪市西小田町	H04J04	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回
	瑞浪市南小田町	H04J4A	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回
	瑞浪市釜戸町	I04D01	ふっ素、ひ素	年1回
	瑞浪市釜戸町	I05C1A	ふっ素	年1回
	土岐市駄知町	H03402	ふっ素	年1回
	土岐市駄知町	H03403	ふっ素	年1回
	土岐市下石町	H03W01	ふっ素	年1回
	多治見市笠原町	H0311A	総水銀	年1回
	多治見市小田町	H04Aa1	ひ素	年1回
	恵那事務所	中津川市千旦林	J05403	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
飛騨振興局	白川村飯島	F15G01	ひ素、ふっ素	年1回
	白川村荻町	F15B1H	ふっ素	年1回
	下呂市湯之島	H09T01	ひ素	年1回

表4

## 水質測定方法とデータ表示（地下水）

項 目	有効数字	報告下限値	測 定 方 法
カドミウム	2桁	0.001 mg/ℓ	日本工業規格K0102（以下「規格」という）55に定める方法
全シアン	2桁	ND mg/ℓ (<0.1)	規格38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	2桁	0.005 mg/ℓ	規格54に定める方法
六価クロム	2桁	0.04 mg/ℓ	規格65.2に定める方法
ひ素	2桁	0.005 mg/ℓ	規格61.2、61.3又は6.14に定める方法
総水銀	2桁	0.0005mg/ℓ	S46年環境庁告示第59号（以下「告示」という）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	2桁	ND mg/ℓ (<0.0005)	告示付表2に掲げる方法
P C B	2桁	ND mg/ℓ (<0.0005)	告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	2桁	0.002 mg/ℓ	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	2桁	0.0002mg/ℓ	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、2-ジクロロエタン	2桁	0.0004mg/ℓ	規格K0125の5.1、5.2又は5.3に定める方法
1-ジクロロエチレン	2桁	0.002 mg/ℓ	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
2-ジクロロエチレン	2桁	0.004 mg/ℓ	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1、1、1-トリクロロエタン	2桁	0.0005mg/ℓ	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、1、2-トリクロロエタン	2桁	0.0006mg/ℓ	〃
トリクロロエチレン	2桁	0.002 mg/ℓ	〃
テトラクロロエチレン	2桁	0.0005mg/ℓ	〃
3-ジクロロプロパン	2桁	0.0002mg/ℓ	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	2桁	0.0006mg/ℓ	告示付表4に掲げる方法
シマジン	2桁	0.0003mg/ℓ	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	2桁	0.002 mg/ℓ	〃
ベンゼン	2桁	0.001 mg/ℓ	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	2桁	0.002 mg/ℓ	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2桁	0.012 mg/ℓ (硝酸性窒素0.01、亜硝酸性窒素0.002)	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	2桁	0.1 mg/ℓ	規格34.1に定める方法又は告示付表6に掲げる方法
ほう素	2桁	0.02mg/ℓ	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は告示付表7に掲げる方法
4-ジオキサン	2桁	0.005mg/ℓ	告示付表7に掲げる方法



